

鎌倉市災害時受援計画の概要

I 鎌倉市災害時受援計画の構成

- ・本編（第1章～第4章）
- ・資料編（様式1～様式18 受援関連業務に用いる様式を掲載）の2編構成です。

II 本編

第1章 総則

【計画の趣旨】

大規模災害が発生した場合、国や他の地方公共団体、民間団体等からの人的応援を円滑に受け入れ、最大限に活用することが求められます。

また、避難所等においては、被災者が必要とする食糧・生活必需品等の救援物資の膨大なニーズが発生し、被災自治体が主体となって被災者への救援物資供給を行わなければなりません。

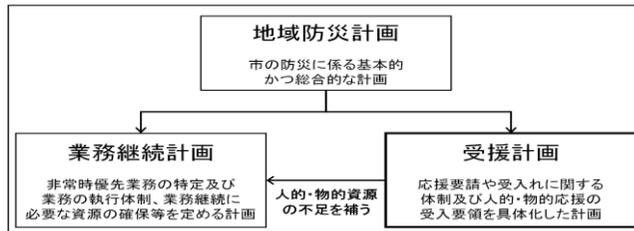
このようなことから、本市が被災した場合に、外部からの人的・物的応援を円滑に受け入れ、本市職員と応援職員等が連携し、効果的な災害応急対策や被災者支援に取り組むため、「鎌倉市災害時受援計画」を策定します。

【計画の範囲】

大規模災害発生後における災害対策基本法及び災害時相互応援協定に基づく応援を対象範囲とし、対象期間は、鎌倉市地震災害時業務継続計画（以下、「BCP」という。）に準拠し、発災から約1か月を基本とします。

【計画の位置づけ】

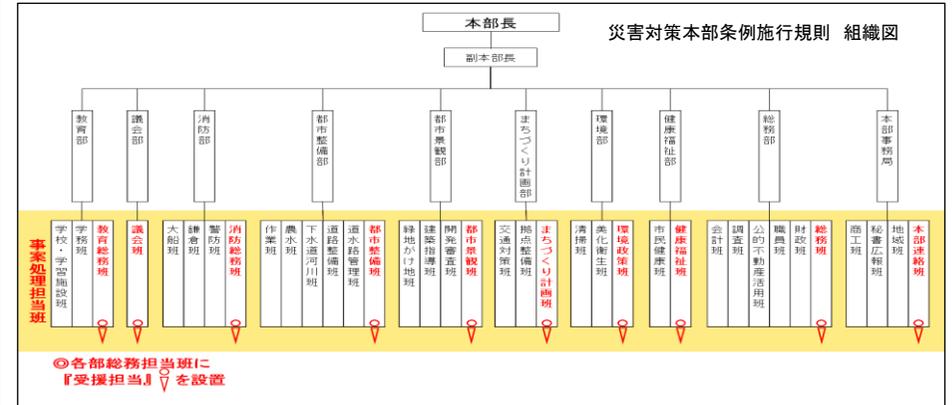
本計画は、地域防災計画の下位計画として受援の詳細を規定するとともに、BCPに定めている非常時優先業務を実施する際に不足する人的・物的資源を確保するための計画として位置づけます。



第2章 人的応援の受入れ

【受援体制の整備】

災害対策本部事務局内に受援に関する総合調整業務を担当する受援担当を設置するとともに、各部総務担当班に受援担当（責任者・担当）を設置します。



※ 災害対策本部の物的受援体制は、人的受援体制と同じ体制とします。（兼務）

【受援担当の役割】

- 災害対策本部事務局受援担当
 - ・県や応援職員等派遣機関への要請及び調整に関すること
 - ・都市提携市との相互応援協定に基づく応援要請に関すること
 - ・自衛隊派遣要請の判断、要請、活動内容、受入体制に関すること
 - ・各部（班）のニーズ、受援状況のとりまとめに関すること
 - ・受援に関する庁内全体の調整に関すること（受援調整会議の開催・運営等）
 - ・応援者の受入れ支援に関すること
- 各部受援担当
 - ・部の人的応援受入れに関する状況把握・ニーズとりまとめ
 - ・部の人的応援受入れに関する管理
 - ・部内調整
 - ・災害対策本部事務局受援担当への報告及び調整

鎌倉市災害時受援計画の概要

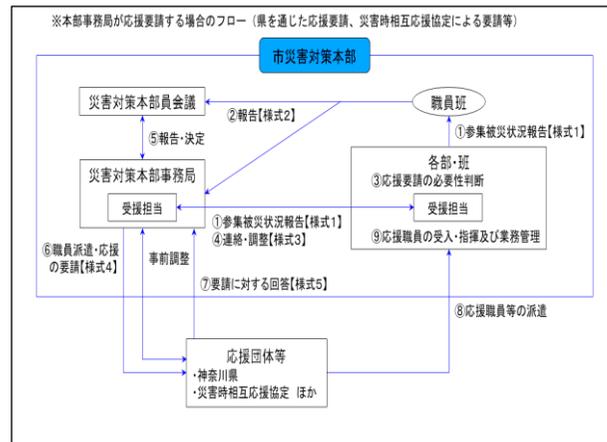
【受援対象業務】

業務実施にあたり必要な人員が不足すると考えられる20業務を選定します。

No.	区 分(災害対策基本条例施行規則上)	対象業務
1	本部事務局	被害情報の収集・伝達
2	総務部	災害対策本部の運営
3	総務部	飲料水及び生活水の確保・供給
4	総務部、消防部	り災証明書発行のための住家被害認定調査
5	総務部 消防部	り災証明書の発行(火災に係るものを除く) り災証明書の発行(火災に係るものに限る)
6	総務部(会計課、選挙管理委員会、監査委員事務局) 健康福祉部(こどもみらい部) まちづくり計画部、教育部	避難所の運営、被災者の生活支援
7		高齢者、障害者等の要配慮者支援
8	健康福祉部	メンタルヘルスクア対策
9		り災者への災害見舞金等の支給・貸付
10		ごみ収集・処理
11	環境部	し尿の収集・処理
12		害虫・害獣対策
13	都市景観部	被災宅地危険度判定
14		被災建築物応急危険度判定
15		建設型応急仮設住宅の建設(供与)
16	都市整備部	賃貸型応急仮設住宅の供与
17		道路啓閉
18		公共下水道等の応急措置及び復旧
19	教育部	応急教育
20		文化財被害の調査及び応急対策

【人的応援の受入れの流れ】

応援職員等の受入れに係る基本的な流れは、次のとおりです。



○県を通じた職員の出遣要請や災害時相互応援協定による要請など、本部事務局が応援要請する場合の基本的な流れです。
○様式1から様式5は、資料編に掲載しています。

第3章 物的応援の受入れ

【地域内輸送拠点】

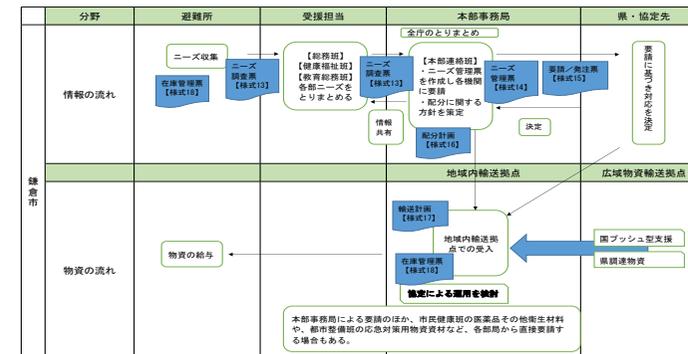
地域内輸送拠点を佐川急便株式会社との「災害時における物資の受入及び配送等に関する協定」に基づき、佐川急便株式会社又は同社の関係団体が提供する施設とします。

※地域内輸送拠点

広域物資輸送拠点(県設置)から供給される物資を受け入れ、避難所(市設置)へ送り出すために市が設置する拠点

【物的応援の受入れの流れ】

物的応援の受入れに係る基本的な流れは、次のとおりです。



○様式13から様式18は、資料編に掲載しています。

第4章 平素からの取組

【平素からの取組】

- ・新たな制度・知見等を踏まえた計画内容の見直し
- ・実効性の向上
- ・関係機関等との連携
- ・実災害からの教訓の収集・整理 を平素からの取組としています。

III 資料編

「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」(平成31年3月 国土交通省)及び先行事例を参考に、実際に人的・物的応援の受入れにあたり必要な様式1から様式18を掲載しています。